平成２８年（フ）第１１７７号
千葉県市川市大洲３丁目７番18―201号　（サンガーデン）
債務者　近藤　由佳
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９５号
千葉市美浜区真砂５丁目16番８棟406号
債務者　石井　直子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９８号
千葉県市原市大厩1800番地386
債務者　佐々木規雄
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０１号
千葉県船橋市金杉４丁目10番７号　グリーンガーデン202号
債務者　相山　宏美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１２号
愛知県北名古屋市鹿田3005番地２　アルカサル華201号
債務者　仲川　彰一
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５６号
名古屋市熱田区切戸町３丁目13番地　アメニティ日比野Ⅱ803号
債務者　奥田　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５４号
名古屋市瑞穂区津賀田町１丁目12番地　津賀田ハイツ101号
債務者　鈴木　良雄
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４８号
沖縄県糸満市字阿波根1575番地　雇用促進住宅阿波根宿舎４号棟205号
債務者　玉城　美咲
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２００６号
札幌市手稲区曙１条１丁目６番33号　栄荘103号
債務者　永澤　泰行
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０２１号
札幌市豊平区平岸５条７丁目３番７号　デイリーハット101号
債務者　百澤　朔矢
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３７号
札幌市中央区南18条西８丁目２番９号　Ｅ－Ⅰマンション101号
債務者　青木　　諭
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４２号
札幌市西区山の手４条２丁目１番30号　ウエストサイド山の手205号
債務者　大越美代子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４３号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目９番22―205号
債務者　往田　久代（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９３号
札幌市豊平区平岸４条９丁目10番11号　プライムハウス平岸壱番館103号
債務者　草間　智康
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０１号
札幌市白石区本郷通２丁目北１番12号　プレジール本郷102号
債務者　森永眞理子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０号
北海道帯広市西２条南25丁目12番地２　コーポさくらＤ号室
債務者　坪坂　吉雅
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
北海道帯広市西２条南25丁目12番地２　コーポさくらＤ号室
債務者　坪坂　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係